夜鶴集

拾五

和書門
類 三六六九四
號 二一二
函 一一二
架 三八
冊

内閣文庫
和書
類 三六六九四
號 三八
冊
函 一
架 四

内閣文庫
番號 和 36694
冊數 38 (16)
函號 158 1

国立公文書館
National Archives of Japan

○板倉伊賀守勝重

○板倉周防守重宗

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

夜鶴集巻之拾八

近藤又兵衛武群輯録

板倉伊賀守勝重

○藩翰譜 文異好京男子二人あり 嫡子重元 武蔵堂

元殿 外伊忠 次伊賀守 伊賀守 幼時より信長の命にて南蛮寺に学

び 十四歳にして 秀吉 に召しかゝへられ 天正

二年七月三日 大和の郡山にて討死 年廿六

後

徳川氏の御 ようにて 勝重 還俗して 内匠頭

源門と名乗 板倉 と称し 所司代 京都 府に

中略

一説ニハ　徳川殿の内家人永井長右衛門尉直政ニ被仰付　御帰国之
砌　直政ハ　御家之
事ハ　此度ハ　板倉内膳正ニ　被仰付　内膳正ハ　徳川殿
御家人ニ　被成　永井ハ　被召返　直政ハ　内家人ニ　被成　遣ハ　被成
候ハ　被成　候ハ　被成　候ハ　被成　

事柄の義はあらかじめ地方庁を経て福井藩の方へ
より被仰渡の事柄にて仮令ばなりとも
いろいろもうしかへすべきようにも仕ぬべく
又は御用ゆへ[illegible]
書ものも申出りんとの事にて御用ゆへ
[illegible]といふ書[illegible]
私の事[illegible]
公用ゆへ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

元亨十八年関東へ移り[illegible]藏元のこと[illegible]
六年の[illegible]事[illegible]より[illegible]
[illegible]上[illegible]れ[illegible]
[illegible]藏[illegible]私の事[illegible]
[illegible]藏[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

ことをよく伝えまはしけるものども罪なるを
ゆるして御をゆるされやすくなしとなん
世にこれをもて世人はじめて少と德とを知るべし
形ていたりれども主鄙のうち動かず
敵をもこれに出でうちたり元和元年従四位下
侍従に加せられる慶長十六年藏
を去きてより辞し中ごろよりして同六年
御免をかうむり帰りて長岡隠居宗父の家を
補せらるべして備をもたる年経りて八歳にして
寛永元年正月廿九日卒す

備を頼りて藏を辞せしより
将軍家今をもちうくべしと御ものたまひて
時藏を治めしめ人物と信られて所をたまはり
あるべしと加藤左衛門
御ものたまひしかば人物をもとめられたる
をもて人を知るべしと治せられる備を頼まれ
て多くは市教人物をもて知る事いとまな
うれ藏の人物市なるをもて人物なるべき
藏きよきを人なるべしよりて藏あるべきをもて
なりとなり知も備をもて中をとなりて
あるべし関防ちをもて密まの首切屋敷
のごとしなり彼をもて父の家を補せら
るべしと　将軍家大御所
なりて関防寺をもて藏を補せらる

[illegible]

○小雑記　大坂江戸切の付き　接間様御茶碗儀

大坂より切り板金作りにて大坂へ中遣ひ[illegible]

[illegible]度江戸へ[illegible]れの板[illegible]

[illegible]

江戸竜崎の長報より切り[illegible]

中[illegible]大坂へ[illegible]

[illegible]

[illegible]

權現様守護し伊賀へ持参し[illegible]
[illegible]慶英知されしと
○武野燭庵 板倉伊賀守殿元和年間所司の時寛永年
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ヤ世話ヲ辞シ[illegible]人[illegible]ヲ[illegible]ヲ仕業[illegible]ヲ[illegible]

○文會雜記 世書ハ三卷附錄合四卷ノ寫本 備藩湯浅新兵衛元禎著述

ノ人金ヲヒロヒタルヲ家主ワレニモ分得サセヨトテ訟ニ及フ板倉周防守殿判斷シテ家主ワカチ取ヘキヤウナレト也家主聞テ父伊賀君ナラハカクハ有ルマシクト云ヒケルヲ聞テ父ノモトニ行テシカ〳〵ノ事アリ如何御計ニアランヤト問ルニソレハ時宜ヨル事ナリ予知ラスト答ラルシイテ問レシカハ其時伊賀守殿ノ曰借屋カリタル人悪事ヲ仕出タル時其家主ハ少モ事ニアツカラサル制度ニテアルヲ其通リナラハ今ノ判斷可然ニ所ロタリシ時ハ不然少借屋カリノ人事ヲ仕出シタル時其家主其事ニ奔走シキ然レハヨキ事ニモ家主アツカルヘキ事〳〵と云レシカハ周防守殿判斷ヲカヘラレシトヽ

○續近世畸人傳 板倉伊賀守殿京都ニ守護[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan

板倉周防守重宗

○駿台雑話巻の二 牧庵と中庵との事 上文略

屋人易よりあつまりて明入ルニ地中ニ明夷ナリ君子以テ莅ムニ衆

用晦而明との語り古の聖王晃旒目を蔽ひ黈

纊耳を塞くも聽明の及ぶやうをきらひて晦きを

ともちひて衆ひとしくなりて依隆となりよ

大智遠識の人の己れ我智を傲りて好て自ら

用ひるをこそ老子の良賈深く藏シテ若シ虛君子盛德

若愚しいへるもけだしさる事をいひきこえ故

板倉周防守重宗師匠より聞ちがへし所なるべし

已の拙智のなやむを聲色のうときの家もうれよ
氣宗し彼もうまに氣奪いまと遠の辭を書に
せに饅方の情を思ふ事あらんとて少降る
雨うつしうばうとうばうとうばうとうばうとうばう
如もちりぬやうふしてもうまーとうさすりを代の
名人といい初かりし初のほうしぶ官人の如も初分
てうれ面へ曲直理を聽斬邪を色しんを
畏服せうかなしいうを用晦而明初るあり
をやかうして世の法者仏へ誦して寶とうう
投筆をうをいと西あ中も筆を最感し初の事

あり関所ちあり付京のを部を色ーうを部よ
和尚の子出ーあるーうあを関所ーを色ー
家ーいしーを関所ち馬上ーを国とうあて神書
といへうも上の市代官をしてあるあをを京中
村国を作ーを男如老婆をいを称ーうし如
ーをしていい事あるーうに去りあるけ家の児軍
如くいあを考を家人の面をうをてかうい色
国別ーを初ーをを宝を平和あるーをを
去家をの名を出をて色ーうまーう聖日を家を
ーをを色て西先年仏ーを祈ーを事やあ新今

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
而用法勿論。抑去今日市用隣国[illegible]
国[illegible]聽[illegible]
[illegible]自分[illegible]而用法[illegible]
法[illegible]
[illegible]
市上[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
中[illegible]
而用　市上[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

大樹の御内人（よりあきら）を宗尊のすのゝ内五郎
元（はじめ）ハ如ハ本名（ほんめい）にて飛（とび）今日（きょう）上洛（じょうらく）し
中（なか）ゝ月（つき）ハ時（とき）ハ祝（いわい）よ みりきとられ（られ）て只（ただ）
ものとしなりひけ上（あが）り藤（とう）一郎（いちろう）ハ藤（とう）ゝ
諸会（しょかい）ハ上（あが）りゝの月（つき）ハ郡（ぐん）ゝ求（もと）の家（いえ）ゝ日（ひ）の
中（なか）よ 伊勢（いせ）ゝ内（うち）ゝ 門（もん）ゝ 盛（もり）ゝ 内（うち）ゝ 家（いえ）ゝ 方（かた）
ゝ 国（くに）ゝ 国（くに）ゝ 西（にし）ゝ 代（だい）ゝ 上（あが）ゝ 内（うち）ゝ 門（もん）
内（うち）ゝ 門（もん）ゝ 今（いま）日（ひ）ゝ 内（うち）ゝ 仕（つかま）ゝ 事（こと）ゝ
第（だい）ゝ 中（なか）ゝ 家（いえ）ゝ 中（なか）ゝ 殿（との）ゝ 後（ご）ゝ 家（いえ）ゝ 名（な）ゝ
内（うち）ゝ 人（ひと）ゝ 集（あつま）ゝ 参（さん）ゝ 年（とし）ゝ ハ（は）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ 今（いま）ゝ 家（いえ）ゝ 内（うち）ゝ

代（だい）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ 内（うち）ゝ 内（うち）ゝ 家（いえ）ゝ 内（うち）ゝ
ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ 迷惑（めいわく）ゝ 半（はん）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ 内（うち）ゝ
二（に）ゝ 年（とし）ゝ 伊（い）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ 内（うち）ゝ ゝ（ゝ）ゝ
ものゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ 内（うち）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ 仕（つかま）ゝ
ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ 伊（い）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ 仕（つかま）ゝ
内（うち）ゝ 内（うち）ゝ 内（うち）ゝ 内（うち）ゝ 内（うち）ゝ 内（うち）ゝ 内（うち）ゝ
ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ

○

国（くに）ゝ 国（くに）ゝ 国（くに）ゝ 内（うち）ゝ 自（じ）ゝ 出（で）ゝ 家（いえ）ゝ 内（うち）ゝ 国（くに）ゝ 内（うち）ゝ
庫（こ）ゝ 内（うち）ゝ 内（うち）ゝ 内（うち）ゝ 内（うち）ゝ 内（うち）ゝ 内（うち）ゝ 内（うち）ゝ 内（うち）ゝ
ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ ゝ（ゝ）ゝ

○共二条ハ又伊賀守条ニ可入

京中ハ春ヨリ強盗ハ井関のちらひたるを
ちらハ伊賀守共所役勤ハ京都の町人の書を
強盗出のらせ申候ト云ふ事の公事の
時ハ伊賀守強盗出申候ハ道ハ張強盗
私の者ト云ハ今日ハ強盗の公事ハ
出申候ハ強盗ハ京都ハ勤ハ
きかと捕ハ出申候ハ物の
ものとも脇ハ公事陳を待強盗ハ入られ時
よ京の者ト公事に成ハ京都ハ
強盗ハ京ハ者の者の者に成

見ハ捕ハ申候ハ
ハ見ハ申候ハ
ものハ申候ハ
ハ捕ハ
ハ申候ハ
ハ見ハ申候ハ
ハ見ハ申候ハ
ハ見ハ申候ハ
ハ見ハ申候ハ

○国書板金関防守室家事
市中性の時ハ年御上洛の御供の支度を京都ハ
伊賀守家老の方ハ京都ハ
秋の末まで一度も
市供ハ春ハ春ハ

今よりのち中ら仕事ニ而
自ら為後代ニ年号を
立ル事ハ十月の末より
当国中ハ国務ニ
相成候ニ付而ハ
一国ニ而ハ相成
六人位ニ而有之ニ付
三度ニ而ハ
一人ニ付
会津の内
ちんらを
ていたし
て
行きたれ
ハ
国務ニ
会津ちんらく

お安ハ
長谷ニ
被遣
国務ニ
ちんらく
ハ
何の
ちんらく
ハ
ちんらく
ハ
何の
ちんらく
ハ
ちんらく
ハ
ちんらく
ハ

[illegible]

○薩摩藩より
重宗藩より有馬内匠頭家へ
物語ありしと為あり
注進に重宗藩より使
西面の廊下にて遠き所
より物語ありしを
聞きて重宗
ありし詳細
しかるに人皆
年経て福岡
ありし西面の廊下にて
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○小雜記　板倉周防守内藤左兵衛

周防守内藤左兵衛[illegible]

[illegible]

[illegible]

山酒蔵小て隠り源吉と呼び山伽の公家荒お張
られり月寒天の元伝の青れ寒言ふ〜れて
お伺りを不仮ず思ひ〜 敷毛ず伝て生寒ず伝て
屋根を示き板敷を一坪〜 雖く簾お別る伝屋を造られ
られ件の義意奴僕て伝意せ一〜屋一〜の事別り
世事一防別義て学及ま〜れ〜も別ふ及別りて
出ることと申ま上り一時防別人支ふ中人奉行大意
当を一〜 右の伝屋を防別く出屋して元寄られ別り
北段 敷代の〜達一〜られを捕ま亦逆籠ふを宗家に
伝当ることれ周防を死罪流刑ふ申せ〜ふ〜

当ず伝て時の伝寒防別方〜当られを
上より申を山陸て他の事別れを方〜
伝付ふ申て他の事申ま別く山門陸て伝付
ふれ一の義を一意の防も別く元屋一の伝 伝屋
元人の為ず右敷の別り元屋雖ふを逆籠賀
関東〜伝当ることふの敷義を寒事〜と防を
流して赦ふ時ふ防別陸て形り勅当を
中上尼一口の相続を中ふれ能常ふ人永井伝流ふ
八拾八ヶ所山て渡の場ふ山形ふ文位の伝
当文別れて申敷ふ言を寒防て山陸の伝

白河より如何なる所にか大原へ大同あるべし
大原へ通ずる路にて　天子[illegible]御感[illegible]の中山[illegible]
僕の為より仮屋の　殿[illegible]行幸　御感[illegible]の節
と申[illegible]　及[illegible]
少[illegible]
[illegible]中　[illegible]　天照大神の御[illegible]
[illegible]
[illegible]
しまい　天子[illegible]御感[illegible]の中[illegible]
[illegible]

決条故談記
ト大同小異

[illegible]
の[illegible]
の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○寛永中頃　板倉周防守より二條御所へ御書を上げ
板倉周防守を御使番に新番より御
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
公家流一流ハ一[illegible]
[illegible]
[illegible]公家の面々[illegible]
[illegible]関白殿[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ら人数をつかはすべきのよしをもつて
よりいよ伊勢守殿へ申上ゲ
らのまにまにのちの事を能為のいとまのやうに
なりゆくあとに人あはいるまじきはかりの上の四海の
國知行の事ゝその器量はかりの人ゝさふは事事
ゆゑなきをもつて世事中納言といふてさふは
その指図をしのかりかねてまたその意をたんを
せしよ国所ちりやくしは四海を国所度量
申ふもちろん世四海を国所度量
いりて一日もはやくこれをいたすべきこと

すのゝ国所ちりやくのことに所りをもつて
ことをを仕定し仕りあしと考へて以用のあるの
事をよくこれをあらためて事先てはかりこれをも
ゆゑに世四海をのけてゆゑの意を考へ
へきすのゝといふりれを以事をもあらはして
伊勢守殿へ申ふ伊勢守殿へ
のとゝ度して伊勢国の事ゆゑをあらまし
やうゆゑりあも事のはかりをゝ所為なく
ゆゑしいひやりりゝ事はかりをゝ
日勢殿へのちの今ゝ事飛り作るべしと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]れて大神の御孫の慶恵
[illegible]れ[illegible]ん[illegible]よりて[illegible]
けゞしき[illegible]
[illegible]消[illegible]
あ[illegible]の[illegible]
よ[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]
事も[illegible]
[illegible]
て[illegible]

見[illegible]
[illegible]
せ[illegible]
い[illegible]
け[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○常山紀談　名四郎ハ[illegible]賞[illegible]年切支丹の一揆の時
対馬より石川[illegible]板倉内膳正重昌[illegible]

りなを石川殿て若年老てより板倉長門守より高まりて
云れしを重昌伯父[illegible]紀州より郡[illegible]
しかる又対馬の大名[illegible]
若殿に選て[illegible]さのを[illegible]
寛永の世より[illegible]
て西国より[illegible]
時高[illegible]西国代[illegible]板倉内膳正重昌[illegible]
今度の伴[illegible]
高[illegible]
生[illegible]再今[illegible]
りなを[illegible]板倉[illegible]

紀州より発せられ候て高槻城を攻て打死せ候
よし申来り候ハ[illegible]
[illegible]の[illegible]より内藤正忍攻寄せ候
色部[illegible]より彼城を攻寄せ候ハ[illegible]
[illegible]功名[illegible]
[illegible]の時一揆の奴原
[illegible]
[illegible]
[illegible]

江戸より来り候時　大御院様新発意一ツ坊主より様く
さたをひ二人をもて判断せしめ候ありけり　宣昌
紙をもり紙にかきて延命を宣宗長へ
出ものして落をもて虎門を申上ゆへ　延年二ツ
をもて坂市右衛門より判断の上をもて宣昌
ゆへ坂市右衛門より判断の上をもて宣昌
ゆへ　大御院殿被仰の
利害を詳にかきたる宣昌より老臣へ渡
ゆり用脇の者共をもて思召ては用脇ゆへ国家の
事を独り専に仕候ゆへ　上意を判断
ゆへ

二ツの儀用ゆる事ゆへ
ゆて一言を以て天下利害を偽り苟もをもて
事ゆへ　上意を以て思召て
主家の論を抑ひ仕候ものゆへ
ゆて人をもて人をもて
ゆへ主家の義気中りのみて思召ては
御威徳ゆへ

○雨夜の品定　坂倉周防守宣宗

大御院様草稿を宣昌に有て
権現様軍中にて作ありし能きこと　上意を以て作り

[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立公文書館
National Archives of Japan